

道路特定財源諸税一覧 (H19)

税 目		道 路 整 備 充 当 分	税 率	平成19年度税収 (億円)
国	揮発油税 昭和24年創設 昭和29年より特定 財源	全額	(暫定税率) 2倍 48.6 円/リットル (本則税率) 24.3 円/リットル	28,395 (28,449)
	石油ガス税 昭和41年創設	収入額の 1/2 (1/2は石油ガス譲与税として地方に譲与される)	(本則税率) 17.5 円/kg	132 (140)
	自動車重量税 昭和46年創設	収入額の国分 (2/3) の約8割 (77.5%) (収入額の 2/3は国の一般財源であるが、税創設及び運用の経緯から約8割 (77.5%) 相当額は道路財源とされている)	[例] 自家用乗用 (暫定税率) 2.5倍 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	5,549
	計			34,076 (34,138)
地方	地方道路譲与税 昭和30年創設	地方道路税の収入額的全額 (揮発油税と併課される) 58/100：都道府県及び指定市 42/100：市町村	(暫定税率) 1.2倍 5.2 円/リットル (本則税率) 4.4 円/リットル	3,072
	石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の 1/2 ：都道府県及び指定市	石油ガス税を参照	140
	自動車重量譲与税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の 1/3 ：市町村	自動車重量税を参照	3,599
	軽油引取税 昭和31年創設	全額：都道府県及び指定市	(暫定税率) 2.1倍 32.1 円/リットル (本則税率) 15.0 円/リットル	10,360
	自動車取得税 昭和43年創設	全額 3/10：都道府県及び指定市 7/10：市町村	(暫定税率) 1.7倍 自家用は 取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	4,855
	計			22,026
合 計				56,102 (56,164)

- 注) 1. 税収は平成19年度当初予算(案)及び平成19年度地方財政計画(案)による。なお、() 書
きは決算調整額(税収の平成17年度決算額と平成17年度予算額との差：揮発油税及び石油ガス税
について、2年後の道路整備費で調整することとされている)を除いた額である
2. 自動車重量税の税収は、収入額の国分の約8割(77.5%)相当額である
3. 暫定税率の適用期限は平成20年3月末(自動車重量税については平成20年4月末)
4. 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある
5. 地方公共団体の一般財源である自動車税の平成19年度税収は17,477億円、軽自動車税の平成19
年度税収は1,636億円(いずれも平成19年度地方財政計画(案)による)

道路特定財源に関する動き

小泉総理大臣指示(平成17年11月4日)

- ・財務大臣によく協力をして、この道路特定財源の見直しについて、ひとつは一般財源化、もうひとつは税率は引き下げない、これを前提として、基本方針を取りまとめてもらいたい。
- ・明年の抜本的な税制改革と併せて具体的な案を取りまとめてもらいたい。

政府・与党協議／道路特定財源の見直しに関する基本方針 (平成17年12月9日)

- ・(政府側)安倍官房長官、竹中総務大臣、谷垣財務大臣、北側国交大臣、(与党側)中川(自)政調会長、石原(自)特定財源見直し合同部会座長、井上(公)政調会長などの出席の下、「道路特定財源の見直しに関する基本方針」を決定

<道路特定財源の見直しに関する基本方針>

- ①道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に見極めつつ、真に必要な道路は計画的に整備を進める。その際、道路歳出は財源に関わらず厳格な事業評価や徹底したコスト縮減を行い、引き続き、重点化、効率化を図る。
- ②厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。
- ③特定財源制度については、一般財源化を図ることを前提とし、来年の歳出・歳入一体改革の議論の中で、納税者に対して十分な説明を行い、その理解を得つつ、具体案を得る。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (平成18年6月2日公布)

- ・第164回国会において、道路特定財源の見直しに関する基本方針の内容を法文化した行政改革推進法が成立

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 ～骨太の方針2006～ (平成18年7月7日閣議決定)(抄)

- ・道路特定財源について、同法※に基づき、一般財源化を図ることを前提に、早急に検討を進め、納税者の理解を得つつ、年内に具体案を取りまとめる。

※同法：行政改革推進法

第165回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説 (平成18年9月29日)(抄)

- ・道路特定財源については、現行の税率を維持しつつ、一般財源化を前提に見直しを行い、納税者の理解を得ながら、年内に具体案を取りまとめます。

道路特定財源の見直しに関する具体策

平成 18 年 12 月 8 日
閣 議 決 定

我が国の競争力、成長力の確保や地域の活性化のため必要な道路整備を計画的に進めることは、引き続き、重要な課題である。他方、我が国財政は極めて厳しい状況にあり、国民負担の最小化のため、歳出削減を徹底し、ゼロベースで見直すことが必要となっている。

このため、昨年末の政府与党合意、行革推進法等に基づく道路特定財源の見直しについては、以下に定めるところにより行うものとする。

1. 道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に精査し、引き続き、重点化、効率化を進めつつ、真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、19年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成する。

特に、地域間格差への対応や生活者重視の視点を踏まえつつ、地方の活性化や自立に必要な地域の基幹道路の整備や渋滞解消のためのバイパス整備、高速道路や高次医療施設への広域的アクセスの強化など、地域の自主性にも配慮しながら、適切に措置する。

2. 20年度以降も、厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。
3. 一般財源化を前提とした国の道路特定財源全体の見直しについては、税率を維持しながら、納税者の理解を得ることとの整合性を保ち、

- ① 税収の全額を、毎年度の予算で道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みはこれを改めることとし、２０年の通常国会において所要の法改正を行う。
- ② また、毎年度の予算において、道路歳出を上回る税収は一般財源とする。

４．なお、以上の見直しと併せて、我が国の成長力や地域経済の強化、安全安心の確保など国民が改革の成果を実感できる政策課題に重点的に取り組む。その一環として、国民の要望の強い高速道路料金の引下げなどによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講ずることとし、２０年の通常国会において、所要の法案を提出する。